

吐魯番発見唐代賃貸借・消費貸借文書について

——『文物』一九七三年第十期所載文書より——

小 口 彦 太

一 垂拱三年楊大智租佃契について

二 舉錢契数種について——不動産差押文言を中心に——

一 垂拱三年楊大智租佃契について

一 かつて大谷探險隊将来文書の中からおびただしい数の均田制施行関係文書が発見され、その分析の結果、唐代西州では開元末年においてもなお土地の還受をともなった均田制が確実に施行されていたことが判明した。そのさい相当数の佃人文書が併せ紹介され、このことから西州地域での均田制が租佃制の広汎な普及をともなったものであること、しかもこれらの租佃制は均田制下での特殊事情に因るものではなく、高昌国時代以来の伝統をひくものであることが近來明らかにされてきた。ところで、西州治下（および高昌国時代）の租佃契についてはこれまで幾多の学者

によって紹介・検討が加えられ、そのさいの一つの大きな論点は、租佃契約当事者間の法的・経済的地位の強弱をどのように評価するか（両者対等か、貸主優位か、それとも借主優位か。そしてその根拠付をどのようにするか）という点にあったといつてよい。⁽¹⁾しかるに、『文物』一九七三年第十期所載の「吐魯番县阿斯塔那—哈拉和卓古墓群发掘简报」（李征執筆）において紹介されている租佃契⁽²⁾はこれまでの租佃契と少し類型を異にしているように思われる。そこでまずその全文を左に掲げてみよう。

二 垂拱三（六八七）年楊大智租佃契

1 垂拱三年九月六日寧戎鄉楊大智？

2 小麥肆斛於前里正史玄政邊租取逃

3 走衛士和隆子新興張寺潢口分田貳畝

4 半其租價用充隆子兄弟二人庸保直

5 如到種田之時不得田佃者所取租價麥

6 壹罰貳入楊有恤護者仰史玄應當

7 兩和立契畫指爲記

8 租佃人楊

9 田主史玄政一一

10 知見人侯典倉

〔和訳〕 垂拱三年九月六日、寧戎郷の楊大智は小麦四斛でもって前の里正、史玄政のところより、逃走した衛士和隆子の新興張寺潢の口分田二畝半を租佃（小作）する。そしてその租価（＝小麦四斛）は隆子兄弟二人の庸係（＝縁）の直に充てる。もし農作する時になって実際にその土地を小作できない場合には、すでに取得したところの租価の二倍を楊に納める。もし当地が他人によって追奪されるような場合には史玄政が責任を負わなければならない。ここに双方で契約を立て画指して証拠とする。

三 まずこの租佃契で注目されるのは、契約期間の定めのないこと、西州の租佃契では通常契約当事者双方を拘束する違約罰約款が付されているのに比して、ここでは田主史玄政のみを拘束していることなどであるが、何よりも従来の租佃契が純然たる私人相互間の賃貸借契約であり、土地の借主が一定額の租価（地代）を貸主に支払うものであったのに対して、この租佃契では土地の借主楊大智は租佃小麦四斛を前払いで、しかも田主である史玄政ではなく逃走衛士和隆子兄弟二人の「庸係の直」に充てることになっていることである。したがって田主史玄政ここでは土地の賃貸借契約にとまなう経済的利益をまったく享受しない立場にあり、この租佃契が従来の租佃契と類型を異にするといったのもこの点にある。ではここにみられる租佃契の性格はどのようにとらえられるべきものなのだろうか。『文物』でのこの租佃契の紹介者は、このような契約がうまれた背景を次のように述べている。「この租佃契は垂拱三（六八七）年における西州地区の租佃関係と土地の変化の状況を反映している。衛士和隆子の逃亡によって、その口分田は籍没され、それを以前に里正であった史玄政が不法に占有し（原文「霸占」）楊大智に貸したものである。そ

のことは西州地区の府兵制の崩壊の現象を反映するものであり、また残酷な封建的搾取が人民の貧窮をつくり出す根本原因であったことをも示している。」(一五頁)しかしこの解釈には無理がある。まず、そもそも史文が不法に土地を占有したとするなら、そのような契約に役人と思われる人物が立会人になる(知見人侯典倉——一種の官名と思われる)ことは不自然であるし、また不法に占有したわりには田主Ⅱ貸主はこの契約に見えるかぎり実際には何らの経済的利益も享受していないからである。とすると問題は結局、楊大智の租価を和隆子兄弟の「庸係の直」に充当するという契約の文面をどのように理解するかが鍵となる。ところで「庸」という語は一般的には「用」「功」「勞」などの意味があるが、ここでは次の「係」Ⅱ綵と関連させて唐代における賦役制度、すなわち

用民之力、歲二十日、閏加二日、不役者日爲絹三尺、謂之庸、(『新唐書』卷五十一食貨志)

の意味における「庸」と考えるべきである。次に「係」という文字であるが、これは吐魯番出土の唐代租佃文書において貸主Ⅱ田主の公課負担としてしばしば見出されるものであり、たとえば顯慶四(六五九)年文書にある「田中の租綵。伯役は一に田主に仰じて了せしむ。渠破れ水溢るれば一に租田人に仰じて了せしむ。」とあるのなどその一例である。そしてこの文言からわかるように西州では国家の側からなされる公課の「調」は「綵」⁽³⁾でもって徴されたのであり、したがって「庸係の直」とは租佃人楊大智の支払う租価をもって国家の公課に充当したものであることを意味している。ただし公課に充てべき租価は二畝半につき小麦四斛(一畝につき一斛六斗)となっており、小麦そのものを国家に納めたのか、それとも一度その小麦を庸係にかえて納めたのか、その点は不明である。だがいずれにせよ、この租佃契は純然たる私人相互間だけで完結するところの賃貸関係であらわすものではなく、国家の公課を確

保することを第一目的としたきわめて政策的配慮の濃いものである。すなわちこの租佃契は、逃走した和隆子兄弟が本来納めるべき「庸係の直」を租佃人楊大智が租価（地代）でもって代替することを目的として成立した契約であり、いわば逃棄田の処遇をめぐる国家が公課の徴収を確保するために私人間で租佃関係をとり結ばせたものと思われる。

四　ところで逃棄田の処置については、唐代全体を通じて問題となったものであり（また、唐代に限って問題となったものでもないが）、「玄宗期以前においては、官権による保管を原則としていたのであるが、しだいにその原則がくずれ、代宗期以後には承佃者の保有地とされるようにな（った）」（中川学）といわれている。そして周知のように唐代前半期における逃棄田の処置に関しては敦煌地方からも史料が出土しており、これらの史料と本稿での楊大智租佃契とを比較してみることも興味あることである。まず長安三（七〇三）年、敦煌県から括逃御史へ出した牒においては、^⑤

（前略）承前、逃戸業田、差戸出子營種、所收苗子、將充租賦、假有餘贖、便入助人、今奉明勅、逃人括還、無問戸第高下、給復^④二年、又今年逃戸、所有田業、官貸種子、付戸助營、逃人若歸、苗稼見在、課役俱免、復得田苗（後略）（則天文字は普通字体になおす）

とあり、官が種子を貸与して他人に逃戸の土地を小作させ、その收穫物のうちから「租賦」の分を納めさせて残りのものはすべて「助人」に代耕人の所有物に帰することが定められている。また同地出土開元戸部格においては、^⑥

勅、逃人田宅、不得輒容賣買、其地任依鄉原價、租充課役、有贖官收、若逃人三年內歸者、還其贖物、其無田

宅、逃經三年以上不還者、不得更令隣保代出租課、

唐元年七月十九日

とあり、唐隆元（七一〇）年の勅においては、逃人の田地は民間で行われている租価額をもって他人に出租させ、その租価のうちから公課に充当し、なお余りがあれば逃人の帰還に備えて官が保管しておくことになっている。この二つの事例のあいだには、出租地からの公課の徴収の方法に差異がある（公課部分だけをとるか、それとも公課をそのうちに含む郷原の租価を徴収するか）という点は認められるにせよ、逃棄者の帰還を期待すべく彼の「田主」権はそのままにしておいて、したがってまた公課の負担名義人も一応そのままにしておいて国家がその土地を保管し、他人に小作させるといふ点では共通している。これに対して楊大智租佃契のばあいも、期間の定めがないところからして逃棄者の帰還を期待しているものと考えることができ、また租価をもって公課の徴収に充て、残りの收穫物は租佃人の所有に帰する点で前例⁷唐隆元年勅と共通している。ただしここでの租価額、一畝あたり小麦一石六斗は当地の他の民間の租価額と比べてかなり高額であり、上記唐隆元年勅にあるような「郷原の価」に依拠して租価が決められたかは疑問である。さらにこの租佃契が前二者と異なるのは、契約締結者の署名のところに見えるようにこの土地の「田主」が史玄政になっていることである。字義通り解せば「田主」は租庸調などの公課の負担者であり、また一定の範囲内で口分田を処分することもできる。とすると、逃走した和隆子の口分田は一度国家に籍没され、あらためて史玄政に給授し、それを史玄政が楊大智に貸したということになるのであろうか。しかしそのばあいは国家の公課は「田主」史玄政が負担するのが普通であり（例えば「田中租⁸綵伯役、一仰田主了。渠破水溢、一仰租佃人了⁸」）、何

故わざわざ楊大智の支払う租価を和隆子兄弟の「庸係の直」に充てるといふ文言を挿入しなければならなかったのか
わからなくなってしまう。ところで、「田主」あるいは「主」という用語が必ずしも常に土地の原権者を意味する
とは限らないばあいがある。堀敏一氏も説かれているように、唐雜律「諸於他人地内得宿藏物」条の疏議に

答曰、藏在地中、非可預見、其借得官田宅者、以見住見佃人爲主。若作人及耕墾人得者、合與佃住之主中分、
とあるごとく、官田のばあいは見住見佃人を「主」⇨田主・地主と称するのであり、もしこれを本件にあてはめてみ
るとするなら、逃走者和隆子の田はいったん官に籍没され、その官田となったものを史玄政が「見佃人」の立場で借
得し、さらに耕作人楊大智に転貸したと解することもできる。このばあい、籍没して官田となったとはいっても、嚴
密な意味での官田というわけではなく（「官田」小作のばあいは地税を徴収するのであるから、ここでのように「庸
係の直」を徴収する田地とはその性質を異にする）、それはあくまでも土地の原権者である和隆子が帰還するまで、
他人による侵奪を防ぐために国家が一時的に保管しておく、という措置を意味するものと考えられ、その間和隆子兄弟
の納めるべき「庸係の直」を楊大智の小作によって代替補充するということであると思われる。あるいは誤解を避け
るためには、敢えて「官田」下の貸借關係に擬制することなく、直接、原権者（⇨和隆子）との対比において「業主
は土地の所有者であり、田主は一定の期間その土地を譲り受けて、これを処分し収益するものであったようである。」
（周藤吉之「宋代の佃戸・佃僕・傭人制」―『中国土地制度史研究』所収一六三八頁）という「田主」の用語法をこ
こに類推することによっても説明がつく。このように考えてくると最後に、「田主」史玄政は「佃作人」の立場で和
隆子の田を「借得」しているにもかかわらず何らの経済的利益も享受していない点が問題になるが、これについては

契約の文面だけからでは断定的なことはいえない。そこで一応考えられるケースとして推測を加えれば、一つは、逃走者和隆子の田を本来史玄政が租取し庸係の直を納めることになっていたのだが、何らかの事情によってそれが不可能となり楊大智に転貸したのではないかということである。このばあい史玄政は他の農民に比べて比較的経済的に恵まれていたらしいことが後述の「長安三年曹保保舉錢契」から知られ、他人の土地を無理して小作しなくても生活には困らなかつたのであろう。あるいは考えられる第二のケースとしては、史玄政が以前里正であつたということと関係があるようにも思われる。里正の責任としては「掌案比戸口、收手實、造籍書」とある如く、⁽¹⁰⁾課役負担者を確実に掌握しておくために在地における戸口の移動増減に絶えず気をつけておくことが要求され、また部内の田疇の荒蕪化を防いだり農桑の勸農を行うなどの責任をもたされていたわけであるから、⁽¹¹⁾おそらく本件のばあいのように逃棄者の田地についてもその保管の責任を負わされていたものと思われる。契約の違約罰約款は「如シ田種スルノ時ニ到リテ田佃スルヲ得ザレバ取ル所ノ租價麥壹罰貳シテ楊ニ入ル」とある如く、それが田主史玄政のみを一方的に拘束していることは、あるいは右のことと関連があるのかもしれない。このばあいは、逃走者和隆子の田を國家が直接保管して他人に出租させるのではなく、直接的な保管責任を和隆子が逃走した当時里正をしていた史玄政に委ね、史玄政の責任で第三者に小作させ公課の確保にあたらせたと思われる。そして史玄政が里正をやめた後も彼はひきつづきその責任を課され、このたび楊大智に出租してその租価を「庸係の直」に充てることになったと思われる。これらのことはあくまで推測の域を出ず、またこの租佃契についてはその他にも不分明な点があるが——例えば公課として「庸係」以外に「租」はどのようにしたのか——、当時における逃棄田に関してこのような具体的な租佃契約文書が発見され

たことは貴重なことといわなければならない。

二 舉錢契數種について―不動産差押文言を中心に―

一 同書にはまた多数の消費貸借文書が発見紹介されている。これまでも西域発見の消費貸借文書については仁井田陞氏の『唐宋法律文書の研究』などによってその全容をうかがうことができ、またこのたび発見された文書についても紹介者の簡単なコメントが付されており、したがって本稿においてそれらの全部を逐一紹介することはしない。ただ筆者にとって興味あると思われるのは、これらの消費貸借文書の中に債権担保のための不動産抵当の文言（私的差押文言）が記されていることである。一般に旧中国社会全般を通じて農民は国家の課役の誅求や天災のもとで絶えず不安定な生活を強いられ、そのことが必然的に地主に対する債務隷属化を招来させることになり、自立再生産の途を絶えず阻まれてきたといえる。そのさい地主による農民支配を法的に媒介する機能を果たしたものの一つとして、不動産質の問題をあげることができるようと思われる。旧中国社会を分析するさいに周藤吉之氏や仁井田陞氏によって採り上げられてきた「佃戸制」カテゴリーは、それが革命中国の最も基本的な課題であった土地改革につらなる内容を有しているが故に依然として有効なカテゴリーであると思われるが、このような地主・佃戸制およびそれに対する国家の公権力のかかわり合い方を法的側面からアプローチしていくさいに、債権担保のための不動産質の問題を跡づけてみることも必要であるだろう。ところで本稿でとりあげる消費貸借文書はいずれも唐代初期のものであり、土地制度としては均田制が施行されていたものでのである。そして均田制下では一般に土地の売買のみならず、少く

とも、開元二十五年令においては質入れも禁じられていたわけであるが、このたびの文書の中に「口分田」「口分の田園」を担保にして借錢する旨の文言が記されており、⁽¹²⁾したがってもし債務不履行のばいには現実に当該不動産を債権者のもとに供するという事態も起り得たと思われる。そこでまず、不動産差押文言を付した消費貸借文書を左に掲げてみよう。⁽¹³⁾(なお左の文書中(A)(B)(C)は張蔭才氏の録文による。また(D)の則天文字は普通字体になおしている。傍線は筆者)

二 (A) 麟德二(六六五)年張海歡・白懷洛舉錢契

1 麟德二年十一月廿四日前庭府衛士張海歡於左憧

2 意邊貸取銀錢肆拾捌文限至西州十日内還本

3 錢使了如違限不償錢月別拾錢後生利錢壹

4 文入左若延引注託不還錢任左牽掣張家資[?]

5 雜物口分田桃用充錢直取若張身東西沒洛者^(落)一

6 仰妻兒及收後保人替償兩和立契畫指爲信

7 同日白懷洛貸取銀錢壹拾肆文還日別部依

8 上券同

9 錢主左

10 貸錢人張海歡一一

麟德二年十一月二十四日、前庭府の衛士張海歡は左憧意のところより銀錢四十八文を借りる。返済期限は西州に到着して十日内とし、元本を返すことにする。もし期限に違いて返済しなければ毎月十錢(文)遅れるごとに一文の利息を左に支払う。もし引き延ばし「注託」(?)として返済しなければ左が張の家資・雜物・口分の葡萄地を差押えて債務額に充当することを許す。もし張自身が逃亡して行方をくらました場合には妻子および「收後」(?)の保証人の責任で代償させる。ここに双方で契約をし画指して証拠とする。同じ日に白懷洛は銀錢二十四

- 11 貸錢人白懷洛 一一
- 12 保人張歡相 一一
- 13 保人張歡德 一一
- 14 海歡母替男酬練若不上依月生利大女李賈明^{？-？-？}
- 15 保人海歡妻郭知連⁻
- 16 保人陰致德 一一

(B) 乾封元（六六六）年鄭海石學錢契

- 1 乾封元年四月廿六日崇化鄉鄭海石於左憧
- 2 意邊舉取銀錢拾文月別生利錢壹
- 3 文半到左須錢之日索即須還若鄭延
- 4 引不還左錢任左牽掣鄭家資雜物
- 5 口分田園用充錢子本直取所掣之物
- 6 壹不生庸公私債負停徵此物不在停
- 7 限若鄭身東西不在一仰妻兒及收後保
- 8 人替償官有政法人從私契兩和立契

吐魯番發見唐代貸貸借・消費貸借文書について

文を借りる。返済期日は（張海歡の）契券と同じにする。
（中略）（さらに海歡が債務不履行の場合には）母が息子
に代って練を支払うことにする。もし納めなければ毎月
利息が生ずる。（後略）

乾封元年四月二十六日、崇化郷の鄭海石は左憧意のとこ
ろより銀錢十文を利息毎月一文半で借りることにする。
左が金錢^{おかね}を要り用とする時にはただちに返済しなければ
ならない。もし鄭が引き延ばして左に返済しない場合に
は左が鄭の家財・雜物・口分の田園を差押えて借金^{おかね}の元
本・利息に充当することを許す。差押えた物件は一切
（鄭）の使用を認めない⁽¹⁴⁾（？）。（恩赦によって）公私の債務
の効力が停止されることはあってもこの物にその効力は

9 畫指爲信

10 錢主左

11 舉錢鄭海石

12 保人寧大鄉張海歡

13 保人崇化鄉張歡相

14 知見人張歡德

(C) 乾封三(六六八)年張善意舉錢契

1 乾封三年三月三日武城鄉張善意於

2 崇化鄉左憧憲邊舉取銀錢貳拾文

3 月別生利銀錢貳文到月滿張即須

4 送利到左須錢之日張並須本利酬還

5 若延引不還聽左拽取張家財雜物平爲

6 本錢直身東西不在一仰妻兒保人上錢使

7 了若延引不與左錢者將中渠菜蘭半畝

8 與作錢質賣須得好菜處兩和立契

及ばない。もし鄭自身が逃亡していなかった場合には妻兒および「收後」(?)の保証人の責任で代償させる。官に人は私契に従うべき旨の政法あり。双方で契約を立て画指して証拠とする。(後略)

乾封三年三月三日、武城郷の張善意は崇化郷の左憧憲のところより銀錢二十文を毎月の利息銀錢二文で借りることにする。月末になると張は利息を送付しなければならない。左が金錢おかねを要り用とする時には張は元本・利息をそろえて返済しなければならない。もし引き延ばして返済しなければ左が張の家財・雜物を差押えて債務元本に評価し充当することを許す。本人が逃亡してなければ妻兒・保人の責任で債務額を納めさせる。もし引き延ば

- 9 獲指爲信 左共折生錢口別与左菜五尺蘭到菜干日
- 10 錢主左
- 11 舉錢人張善意
- 12 保人女如資一一
- 13 保人高隆歡一一
- 14 知見人張軌陽一一

(D) 長安三(七〇三)年曹保保舉錢契

- 1 長安三年二月廿七日順義鄉曹保々要用
- 2 於史玄政邊舉取銅錢參伯貳拾文
- 3 月計依鄉法生利入史月滿依數送
- 4 利如史須錢之日利本即須具還如
- 5 延引不還? 無本利錢可還將
- 6 來年辰歲石宕渠口分常田壹畝折充
- 7 錢直如身東西不在一仰收後保人?

吐魯番発見唐代質貸借・消費貸借文書について

して左に金錢おかねを与えない場合には中渠の菜園半畝をもつて(左に)与え、質売して金錢に変える(?)。そのさい良好な菜園の箇所を(左に)得させなければならない。双方で契約を立て画指して証拠とする。左は(それらの土地から生ずる果実を)いづれも金錢おかねに変える。そのさい「口別」(?)に左に五尺の菜園を与え「到菜干日」(?)する。(文意不明)(後略)

長安三年二月二十七日、順義郷の曹保保は費用の必要に迫られて史玄政のところから銅錢三百二十文を借りる。毎月の利息の計算は郷原の法により、月の終りに所定の利息を史玄政に送付する。もし史玄政が金錢おかねを要り用とする時にはただちに利息・元本とも返済しなければならぬ。もし引き延ばして返済しなかったり、元本・利息を返す金錢おかねが無いばあいには、来年辰の歳一年間、石宕

8? ? 兩和立契書指爲記

9 錢主

10 舉錢人曹保 2 一一

11 妻阿目十金 一一

12 保人女師子 一一

13 知見人? 孝忠

14 知見人? ? ?

三 右契約文書中、(A)以外はいずれも返済期間の定めがなく、したがってそれだけ債務者の地位は不安定であることがわかり、また鄭海石拳錢契中に記されている恩赦担保文言は西州出土のものとしてはめずらしい事例である。さらに右契約文書中に頻出する錢主左憧憲なる人物は、この他にも

(イ) 頭慶五 (六六〇) 年三月六日、天山県南区郷人張利富に銀錢十文を利息月別一文で貸す。(図版八〇頁ノ八、録文七四頁)。

(ロ) 龍朔元 (六六一) 年八月二十三日、安西郷人龍惠奴に練三十疋を利息月別四疋で貸す。(図版八〇頁ノ九、録文七五頁)。

(ハ) 麟徳二 (六六五) 年八月十五日、西域道趙醜胡に帛練三匹を貸し、期限までに返済しないときには月別に郷原の法により利息をとる。(図版七九頁ノ五、録文七五―六頁)。

渠の口分田二畝(を錢主の使用に委ね、その果実)をもつて金錢に変えて充当する。もし本人が逃亡していなくなった場合には、「収後」(?)の保証人の責任で(債務を弁済させる)。双方で契約を立て画指して証拠とする。

(後略)

(二) 總章三(六七〇)年三月十三日、武城郷の張善意に銀錢四十文を利息月別銀錢四文で貸す。(図版二三頁ノ三七)。

とある如く、郷の内外にわたって広範圍に營利活動Ⅱ「出拳」を行っており、また「龍朔元年左憧憲買奴契」に「高昌崇化郷の人で前庭府の衛士左憧憲は、水練六疋・錢五文をもって柳中県五道郷蒲昌府の衛士張慶住のところから、申得という字の十五歳になる奴隸一人を購入する。」(図版七七頁ノ二、錄文七六頁)とあるように奴隸なども購入し、相当動産の富を有する人物であったことが知られる。しかもこの人物は前庭府の衛士であるところからして身分的には一般農民と何ら異ならず、このことは均田制という政治的經濟的体制がこれら農民相互間の經濟的な支配・隸屬關係——右(C)文書に見える拳錢人張善意はさらにその二年後にも左憧憲から拳錢している——の現状に全く手を加えることなく、むしろそれらの支配・隸屬關係が一面において農民相互間の生産・再生産を補足し合っているという、その共同態的な機能を利用しつつ施行されていたことをものがたっており、均田制の性格を知るうえで興味深い。しかし何よりも均田制度の根幹をなすものは土地所有關係そのものであり、その意味においてこの度の契約文書中、蘭宅地はさておき(C)文書)口分田を担保にして消費貸借關係が結ばれているという事実が明らかとなったことは注目されなければならない。⁽¹⁶⁾これらの不動産差押文言によれば、債務者は債權担保の目的物たる不動産の占有を継続し、これに対して債權者は債務不履行に陥ったばあいにはじめて目的物を取得するわけで、抵當權の設定のようにも見えるが、しかし債務不履行の場合当該不動産の所有權を完全に債權者に移転させ、それを第三者に売却するなどして「価値」の実現をはかるものではなく、「來年辰ノ歲ノ石宕渠ノ口分常田貳畝ヲ將ツテ錢直ニ折充ス」(D)文書)

とあるように、債務不履行の場合には来年一年間、当該地の占有・使用を債権者に委ね、その土地の収益をもって債務（元本・利子）に換算・充当することを約しているところからして現代でいうところの占有質の予約とでもいうべきものである。そしてこのような占有質の予約が行われていたということは、裏からいえば当時西州において実際に不動産質慣行が存在していたのではないかということを我々に予想させる。これとは地域、時代ともに異なるが、「後唐天復七年高加盈等租与地充欠佃契」⁽¹⁶⁾（燉煌）に「洪池郷の百姓高加盈・（高）光寅は僧願済の麦二石・粟一石をかりて返済することができない。そこで、宋渠の下流の土地五畝を僧願済にかして二年間耕營させ、麦粟の代価にあつてもらうこととする。」（池田温訳）とあるような収益質の形態は、西州の地において、しかも均田制施行下でも現実に起り得たと思われる。ところでこのように口分田を債権の担保客体とすることは当時の国家法の次元において容認されていたのであろうか。このことは均田制下の不動産質の可否に密接にかかわってくる。何故なら、もし認められていなかったとしたら、本文書に記されているように債務不履行のさいに差押えて口分田の占有を債権者に移転させるという当時の取引慣行・法意識は国家法と抵触するものになるからである。唐律の規定するところによれば、債務不履行のさいの担保物件の私的差押について

諸負債不告官司、而强牽財物過本契者、坐贓論、

疏議曰、謂公私負債、違契不償、應牽掣者、皆告官司聽斷、若不告官司、而强牽財物若奴婢畜產、過本契者、

坐贓論、（下略）

とあるように、契約に違反して債務を弁済しない場合には債権者が官司に申告して財物もしくは奴婢・畜産を差押え

ることを認めている。しかしこの場合差押えの目的物として掲げられているのは動産に限られており、口分田等の不動産は対象とされていない。⁽¹⁷⁾ このことは、あるいは口分田等の不動産を担保客体とすることを認めていなかったことのあらわれとして解すべきものであろうか。事実、開元二十五年田令(『通典』所引)によれば

諸田不得貼賃及質、違者財沒不追、地還本主、若從遠役外任、無人守業者、聽貼賃及質、其官人永業田及賜田、欲賣及貼賃者、皆不在禁限、

と規定され、不動産質そのものが一定の事由以外は禁止されており、したがって口分田を債権の担保客体とすることは困難となる。そして小早川欣吾氏は右の開元二十五年令を根拠に「抑々、口分田は絶対に売却を許さざる田地であり、従って法律上担保客体たり得ない。」⁽¹⁸⁾と断定され、また中田薫氏も「諸田地の貼賃及び質も亦、特別の場合を除くの外、原則上禁止されたことを知り得べし」⁽¹⁹⁾とされ、しかもこの開元二十五年令は永徽令にも存在したのであらうと推測されている。もし永徽令にも同一の条文が存在したとすれば、口分田の質入れは唐初から禁止されていたことになり、とすると本稿でみたような、口分田を債権の担保に供するという民間での取引慣行は、国家法と抵触するものであったということになる。しかし開元二十五年令の右の規定と同一の規定が永徽令にも存したといわれる中田氏のその理由づけには無理がある。まず、中田氏は唐戸婚律「諸賣口分田」条にある。

諸賣口分田者、一畝笞十、二十畝加一等、罪止杖一百、地還本主、財沒不追、卽應合賣者、不用此律、

疏議曰、應合賣者、謂永業田、家貧資供葬、及口分田、賣充宅、及碾磑邸店之類、狹鄉樂遷就寬者、準令、並許賣之、其賜田欲賣者、亦不在禁限、其五品以上、若勳官永業地、亦並聽賣、故云、不用此律、

という規定を引用され、この律疏は永徽四年になるものとしたうえで、右律疏中にある（永徽——中田）「令」文に「諸田不得貼賃及質」条が記載されていたであろうと推定されている。しかるに現存する唐律疏議は永徽四年ではなくて開元二十五年のものであることが仁井田氏らの研究によって明らかにされており、したがってまず年次比定の点において立論の根拠を失っている。そしてまた、たとえ現存の開元二十五年律疏と同一の文言が永徽四年のそれにあったとしても、右規定中にある「令」の存在をもって「貼賃」「質」禁止規定と見做すことはできない。なぜなら中田氏が依拠される『通典』所引開元二十五年田令は、元来「諸田不得貼賃及質」とある如く「貼賃」および「質」の禁止を主眼とした条文であって、口分田の売買に関する条文とはその性質・系統を異にするからである。つまり口分田・永業田の売買が認められるケースを規定した「令」文の存在から永徽令における「貼賃」「質」禁止の条文を導き出すことは無理であるということである。さらに付言すれば、奇異なことに「貼賃」「質」禁止を規定した開元二十五年田令に対応する律文は見当らず、このことはなにか「貼賃」「質」禁止規定の存在を不整合的なもの、あるいは唐突なものに感じさせる。ひるがえって均田制が実施され、あるいは少なくとも企図されていた時期内での、数少ない不動産質に関する史料を見てみると、まず『通典』所引關東風俗伝に

帖賣者、帖荒田七年、熟田五年、錢還地還、依令聽許、（卷二食貨二）

とあるように、北斉時代にあつては不動産の「帖賣」＝買戻条件付売買は「令」によって認められていたことがわかる。この時期、買戻条件付売買と不動産占有質とがどれだけ明瞭に識別されていたか疑問であり、おそらく不動産質一般が合法的なものとして見做されていたと思われる。それが唐代にはいり何時の時点かで禁止されることになった

わけであるが、そのことと関連して『冊府元龜』には

（開元）二十三年九月、詔曰、天下百姓口分永業田、頻有處分、不許賣買典帖、如聞尙未能斷、貧人失業、豪富兼併、宜更申明處分、切令禁止、若有違反、科違勅罪、（卷四九五邦計部田制）

とあり、百姓の口分・永業田が売買・典・帖などの手段によって豪富に兼併されていく状況と、それに対する国家の禁令（の実効性のなさ）が語られている。したがって少なくとも開元二十三年の時点においては「典帖」は既に非法なものとして禁じられていたわけである。しかしこの史料の存在から唐初における不動産質の禁止を推論することは、他に拠るべき史料が存在しない以上断定しかねる。その点、このたび唐初西州において不動産差押文言つきの消費貸借文書が発見されたことは、なにがしかの手がかりを与えてくれるように思われる。もとより西州という西陲の地の特殊な条件を考慮することなしに全体を推し測ることは危険であるが、しかし当地といえども貞觀十四年に唐帝国に征服されて以来、その班図内に加えられ、したがって基本的な土地制度である均田制の施行から免れていたわけではない。そのことは、これまでも文献史料からある程度うかがうことができたし、当地出土にかかる文書類からも手実や授田簿が発見されていることによって確認できる。⁽²²⁾そして均田制度の根幹をなすともいべき土地の還受が開元末年においてさえ実施されていることからして国家法が当地で全く無視され、あるいは実効性のないものであるとは思われない（たとえば高昌国時代に盛行した土地売買が、均田制施行以後行われた形跡が少なくとも現存する文書類からは知られ得ないこともその反映であると思われる）。これらの事情を勘案しながら、他方、同じ地域から唐初すでに口分田が債権担保に供せられているという事実がこのたび判明したことは、当時農民が取引行為をなす

にさいして、彼らの法意識の次元において不動産質が国家法と抵触しないという前提のもとに消費貸借契約等を取り結んでいたことを意味しているように思われる。このように考えてみると、加藤繁氏が、開元二十五年田令において不動産（口分田）の貼賃および質の規定と売買規定が全く別個に配列されているところに着目されて、これは「恐らく売買に関する規定と質入に関する規定とが、それぞれ異った時期に定められたため」であり、「国初においては、口分田・永業田の質入は絶対に許され、其の後、開元に至るまでの間において、其の売買を許すの外は、之を禁止することとなったと推測される。」⁽²³⁾と述べられていることは案外真実をついているように思われる。もとより国家の課役の誅求や天災によって困窮化した農民が自らの生産・再生産を維持していくために有力者（地主層）と債務関係を取り結ばざるを得なかったであろうし、そのさい有力者は何らかの債権担保、とりわけ不動産担保を要求したのであることは容易に考えられる。したがって事態の進展に驚いた国家が開元年間になっていくら「貼賃」「質」の禁令を出したとしても、それは何らの実効性も有さなかったであろう。

昭和49・8・31脱稿

(注)

- (1) これについては、契約文面の違約罰約款が当事者双方を拘束しあっているかどうか、地代が前払いであるか後払いであるか、契約署名者の表記が「地主型」か「麦主・錢主型」か、などといったさまざまな側面から分析が加えられている。これらの問題はまた同時に均田制と租佃制との関係をどう評価するか、つまり均田制下の「個別人身支配」と地主的土地所有制のどちらをより基本的な生産関係とみるかといった、中国における土地私有・国有論争の評価ともかかわってくる。なお仁井

田陞「吐魯番発見の唐代取引法関係文書」(『中国法制史研究』^{土地法}所収)、「吐魯番発見の高昌国および唐代租田文書」(『中国法制史研究』^{法と慣習}所収)、堀敏一「西域文書よりみた唐代の租佃制」(『明治大学人文科学研究所紀要』第五冊)、池田温「中国古代の租佃契(上)」(『東洋文化研究所紀要』第六十号)、孙达人「対唐至五代租佃契約経済内容的分析」(『歴史研究』一九六二—六)等を参照されたし。

(2) 図版二四頁ノ四二。

(3) 楊大智租佃契における租価額一畝あたり小麦一石六斗は、同じ西州下の他の租価額と比べてかなり高額である。例えば貞観十七趙懷滿租佃契のばあい租価額は一畝につき漢斗になおして小麦約七斗であり、また顯慶四年張君行租佃契のばあいは六斗半となっている。池田温、右書、五八頁を参照。なお筆者は旧稿(『中田土地所有法史序説』(『比較法学』九卷一号)において、楊大智の租価額を畝毎に四斛(高昌国斛斗と考えて)としていたが、これは明らかな誤りであり、本文の如く訂正する。

(4) 「唐代の客戶による逃棄田の保有」(『一橋論叢』第五十三卷第一号)七四頁。なお「逃棄田」という用語は中川氏の用法に従った。

(5) 大谷二八三五号文書。内藤乾吉『中国法制史考証』二二五頁、口絵。

(6) 仁井田陞「西域発見の唐律令格式」(『中国法制史研究』^{法と慣習}所収)二八七頁、図版第六。

(7) 注(3)参照。

(8) 顯慶四年張君行租佃契。

(9) 「均田制と租庸調制の展開」(岩波講座『世界歴史』5)三八九頁。

(10) 唐戸婚律「諸里正不覺脱漏増減」条疏議。

吐魯番発見唐代貸貸借・消費貸借文書について

(11) 同、「諸部内田疇荒蕪」条および「諸里正依令授人田」条。

(12) 日本においても奈良時代に口分田を質物として借錢していた事例のあることが、沢田吾一氏の『奈良時代民政経済の数的研究』五七〇頁に紹介されている。なおこれは青木和夫氏の後教示による。

(13) (A)、録文七四頁、図版七八頁ノ三。(B)、録文七四頁、図版七八頁ノ四。(C)、録文七四—五頁、図版八〇頁ノ七。(D)、図版二五頁ノ四五。

(14) 「庸」を「用」、すなわち使用するの意味に解したが、「不生庸」を本文の如く訳すのどうも不自然の感がある。大方の御教示をおおぎたい。

(15) 池田温氏は西州治下の租佃契を分析されたさいに七・八世紀を境に「地主型」から「麦主・錢主型」に変化していることを指摘され、(右書八八頁)そしてこの「麦主・錢主型」のばあいには「小作料を現金で支払って土地の用益権を獲得するもので、麦主・錢主の方が経済的優位にある。」(同、八七頁)と指摘されている。ところでこの「麦主・錢主」という用語は通常の消費貸借文書などで貸主として表記されるものであり、それが租佃契Ⅱ賃貸貸文書にも土地の借主としてあらわれてきていることは、農民が借錢するさいに自分の土地を抵当として錢主Ⅱ債権者の占有・使用に委ねた、つまり形式的には賃貸契約のかたちをとっているけれども経済的な効果からいえば不動産の占有質(消却質)と変わらないと考えることもできる(拙稿「中国土地所有法史序説」、『比較法学』第九卷第一号、一四六頁)。右のように考えることができる、このたび発見された文書とあわせて、均田制施行下、西州では一貫して土地Ⅱ口分田を担保にして債務関係を取りむすぶことが行われていたともいえる。

(16) 池田温、前掲論文三四—五頁。

(17) いうまでもないことであるが、土地が財物と区別されていたことは戸婚律「諸妄認公私田」条疏議に「地既不離常処、理

与財物有殊、故不計財為罪、」とあるとおりである。

(18) 『日本擔保法史序説』四〇頁。

(19) 「唐令と日本令との比較研究」(『法制史論集』第一卷) 六七五—六頁。

(20) 「唯唐律疏議中に引用せる唐令のみは、之を永徽令と断定したり。其然る所以は律疏の撰定は永徽四年にして、永徽令発布後僅かに二年の後なればなり」(右書、六四七頁)。

(21) この「貼賃」について仁井田氏は「賃貸借に非ざれば買戻条件付売買であろうと思う。」(『唐宋法律文書の研究』三三二頁)といわれている。もし「貼賃」を賃貸借の意味にとすると、唐代においておこなわれていた租佃制Ⅱ小作制一般が禁止されたことになり、それでは唐雜律「諸於他人地内得宿藏物」条にある、官—借得人—作人、あるいは本主—借者—作人という二重の貸借関係をも予定した規定と矛盾することになり、不自然である。

(22) 貞觀十四年八月に高昌国は唐帝国に滅ぼされる(『旧唐書』卷三太宗紀下)が唐王朝は征服するや直ちに各農民の戸口数および土地所有面積を掌握すべく「手実」の作成に着手していたことが「貞觀十四年安苦啣延手実」(『文物』一九七二年第一期)の存在から知られる。また征服にとってもなつてうみ出された官田を「旧官人・首望・百姓」に分給するさいに均田諸規定が参照されたであろう(『文館詞林』卷六六四貞觀年中巡撫高昌詔一首、および『新唐書』卷二太宗紀貞觀十六年四月乙丑条)。さらにこのたびの『文物』においても永徽二年より数年前のものと思われる授田簿(図版二二頁ノ三三)および載初元年の手実(図版二五頁ノ四六)が発見・紹介されていることも均田制が実施されていたことの強力な傍証となる。ちなみにそれらを紹介しておく。

高昌県授田文簿

「右給竹苟仁充口分／康申海住移戸部田二畝／一段二畝部田城北二里北□渠東渠西荒南道／右給張充々充分」。

吐魯番発見唐代賃貸借・消費賃借文書について

載初元年高昌県手実（則天文字は普通字体になおす）

「牒件通當戸新舊口并田地畝數四至具狀如前如後／有人糾告隱一口求受違勅之罪謹牒／載初元年一月日戸主大女張？別戸／主王隆海年伍拾壹歲篤疾／弟隆住年肆拾壹歲衛士／右件人見存籍帳／隆妻翟年參拾伍歲／右件妻籍後娶為妻漏附」。

(23) 「唐代における不動産質に就いて」(『支那經濟史考証』上) 二八四―五頁。なお、筆者は旧稿(注(3))において、均

田制施行下、不動産質は一律に禁じられていたものとして論をすすめていたが、本論のごとく訂正する。

〔付記〕

脱稿後、本論でとりあつかった貸借文書および消費貸借文書について池田温氏も考察を加えられていることを知った。これによって本論で犯した誤りや不分明な点も明確に是正されることと思う。